

鳥取県琴浦町においてふるさと納税返礼品の一部に関して総務省に申請して確認を受けた内容と実態が異なっていた事案について

鳥取県琴浦町

鳥取県琴浦町がふるさと納税返礼品として提供する魚介類について、返礼品提供事業者に対する確認を行ったところ、一部区域外で水揚げされたものが混在していることが判明したため、下記のとおり報告します。

記

1. 返礼品の概要

(1) 事業者Aが提供する返礼品

返礼品番号	品目名	地場産品 基準類型
2431371800170	山陰直送 旬の鮮魚と干物の詰め合わせ	1号
2431371800173	【定期便】旬の高級鮮魚セット年4回	
2431371800169	天然ブランド岩ガキ 夏輝(なつき) 生食用 4~6個	
2431371800229	甘エビ（生） 1kg	
	天然むき身甘エビ お刺身用 200g×3P	
2431371800230	幻の逸品 モサエビ(生) 1 kg	
	天然むき身モサエビ お刺身用 200g×3P	
2431371800232	甘エビ（生）とモサエビ（生）セット	

(2) 事業者Bが提供する返礼品

返礼品番号	品目名	地場産品 基準類型
2431371800359	山陰日本海高級魚セット 4人前	1号
2431371800360	山陰日本海高級魚 鍋セット（エビ、貝付き） 4人前	
2431371800139	活サザエ 1kg (1個 100g 以上)	
2431371800437	活サザエ 2kg (1個 100g 以上)	
2431371800379	活サザエ 3 kg (1個 100g 以上)	
2431371800229	甘エビ（生） 1kg	
	天然甘えびむき身 無添加 お刺身 500g (100g×5P)	
2431371800230	幻の逸品 モサエビ(生) 1 kg	
	幻の海老天然モサエビむき身 無添加 お刺身 500g (100g×5P)	
2431371800232	甘エビ（生）とモサエビ（生）セット	

2. 総務省への申請内容と実態の相違について

令和元年10月以降の指定期間において、琴浦町は対象の返礼品が区域内（赤崎港）で水揚げされた魚介類であると誤認し、地場産品基準第1号に該当するものとして総務省へ申請していた。しかし、これらの返礼品は、区域外（境港等）で水揚げされたものが混在していたため、同基準第1号には適合しない提供実態であった。

なお、当該返礼品の産地表示については、適正に行われていたことを確認している。

3. 当該返礼品の寄附募集状況

指定対象 期間	品目名	寄附件数	寄附金額
令和元年度 (R1. 10. 1～ R2. 9. 30)	鮮魚・干物	10 件	1, 120, 000 円
	岩ガキ	69 件	1, 242, 000 円
	小計	79 件	2, 362, 000 円
令和2年度 (R2. 10. 1～ R3. 9. 30)	鮮魚・干物	54 件	2, 240, 000 円
	岩ガキ	44 件	792, 000 円
	小計	98 件	3, 032, 000 円
令和3年度 (R3. 10. 1～ R4. 9. 30)	鮮魚・干物	48 件	1, 160, 000 円
	岩ガキ	74 件	1, 332, 000 円
	甘エビ	2 件	20, 000 円
	モサエビ	5 件	100, 000 円
	甘エビ・モサエビセット	5 件	75, 000 円
	小計	134 件	2, 687, 000 円
令和4年度 (R4. 10. 1～ R5. 9. 30)	鮮魚・干物	68 件	2, 040, 000 円
	岩ガキ	91 件	1, 638, 000 円
	甘エビ	93 件	930, 000 円
	モサエビ	71 件	1, 420, 000 円
	甘エビ・モサエビセット	51 件	765, 000 円
	小計	374 件	6, 793, 000 円
令和5年度 (R5. 10. 1～ R6. 9. 30)	鮮魚・干物	26 件	267, 000 円
	岩ガキ	62 件	1, 152, 000 円
	サザエ	17 件	146, 000 円
	甘エビ	83 件	879, 000 円
	モサエビ	60 件	1, 160, 000 円
	甘エビ・モサエビセット	37 件	555, 000 円
	小計	285 件	4, 159, 000 円

令和6年度 (R6.10.1～ R7.7.31)	鮮魚・干物	11件	596,000円
	岩ガキ	167件	2,946,000円
	サザエ	169件	1,490,000円
	甘エビ	159件	1,919,000円
	モサエビ	175件	2,975,000円
	甘エビ・モサエビセット	81件	1,225,000円
	小計	762件	11,151,000円
合計		1,732件	30,184,000円

4. 判明に至るまでの経緯・対応状況

令和7年7月15日	<p>返礼品の基準適合を確認するため、自主点検を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> 事業者A及び事業者Bが提供する魚介類の水揚げ地について疑義が生じる。 2事業者へ電話で確認したところ、区域外で水揚げされた魚介類が含まれる返礼品が提供されていることが判明。
令和7年7月16日	<p>疑義が生じている返礼品18点の寄附受付を停止。</p> <p>ふるさと納税推進業務の委託業者(中間事業者)へ状況説明。</p>
令和7年7月17日	<p>事業者に対する事実確認を実施。</p> <p>○確認方法 担当者に対する電話聞き取り</p> <p>○確認内容 ・疑義が生じている返礼品の水揚げ地及び区域外の割合 ・地場産品基準に対する解釈</p> <p>○確認結果 〈事業者A〉 •返礼品8点に区域外（境港、皆生漁港）で水揚げされたものが含まれることが判明。鮮魚・干物及び岩ガキは、時期によって変動するが、仕入割合を考慮すれば約80%が区域外。甘エビ・モサエビについては、全てが区域外。 •地場産品基準第1号について、区域内で水揚げされた魚介類のみで提供しなければならないという認識がなかった。</p> <p>〈事業者B〉 •返礼品10点に区域外（境港、賀露港）で水揚げされたものが含まれることが判明。鮮魚及びサザエは、時期によって変動するが、約10～30%が区域外。甘エビ・モサエビについては、全てが区域外。</p>

別紙

	<ul style="list-style-type: none"> 地場産品基準第1号（区域内生産）について、同基準第3号（区域内加工・製造）を混同しており、区域内の店舗で箱詰め・処理する商品のため、基準に適合すると認識していた。
令和7年7月22日	令和6年度指定期間における対象の寄附を特定開始。
令和7年7月29日	町長及び鳥取県へ本事案について報告。
令和7年8月1日	<p>事業者に対する詳しい事実確認を実施。</p> <p>○確認方法 事業者訪問による担当者への聞き取り</p> <p>○確認内容</p> <ul style="list-style-type: none"> 基準に適合しない返礼品の産地表示の方法 区域外が混在する魚種及び割合の再確認 <p>○確認結果</p> <p>〈事業者A〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 鮮魚・干物の産地表示は、魚種ごとに産地（鳥取県産、山陰沖産、赤崎産など）を記載したシールを個体貼付。岩ガキは、産地を記載した紙を同梱。琴浦町内の赤崎港で水揚げされたものは「赤崎産」と明記。甘エビ及びモサエビについては、特に産地表示をしていない。 区域外が混在する魚種は、クロマグロ・チカメキントキ・キジハタ・アワビ・しじみ・ハマチ・ブリ・サワラ・カマス・サバ・アジ・カレイ・ケンサキイカ・シマメイカ・カサゴ・ホウボウなどが該当。 <p>〈事業者B〉</p> <ul style="list-style-type: none"> 返礼品自体に産地表示はしていないが、ポータルサイト上の商品説明に「鳥取産」、「山陰産」など産地を掲載している。 区域内の魚種は、サワラ・キジハタ・マハタ・イシダイが該当。区域外は、タラ・エビ・ホタテが該当。
令和7年8月1日	<p>令和6年度指定期間における対象の寄附を特定完了。</p> <p>○確認期間 令和6年10月1日～令和7年7月31日</p> <p>○確認結果</p> <p>寄附件数の合計：762件（寄付者数は720名相当）</p> <p>寄附金額の合計：11,151,000円</p>
令和7年8月5日	副町長及びふるさと納税担当で鳥取県庁を訪問。本事案の判明に至るまでの経緯・対応状況を説明。

5. 本事案の原因

対象の返礼品について、琴浦町が地場産品基準第1号に該当すると誤認したのは、返礼品の新規認定（更新）時の審査において、事業者への産地確認と自治体からの地場産品基準に関する情報発信が不十分であったことに起因する。特に、地場産品基準第1号（区域内生産）と第3号（区域内加工・製造）の明確な線引きなどといった返礼品ルールの周知徹底ならびに提供開始後の事業者に対する定期的な情報共有と確認に不備があった。

6. 琴浦町としての今後の対応

- (1) 当該返礼品について、地場産品基準第1号に適合する魚介類のみを取扱う。
- (2) 返礼品の新規認定（更新）の際は、地場産品基準の適合性を慎重に判断するため、必要に応じて産地証明書又は仕入伝票等の提出要請、製造現場又は保管場所の現地確認を実施し、提供される返礼品が指定申出の内容と合致しているかを確認する。
- (3) 総務省への指定申出の内容に変更がないことを確認するため、返礼品の基準適合性について定期的な点検を実施する。必要に応じて事業者に対し調査・確認を行う。
- (4) 地場産品基準等の返礼品ルールを周知するため、ホームページに事業者専用ページを新設し、返礼品の取扱方法や制度改正に関する正確な情報発信を行う。
- (5) 返礼品事業者の制度理解を深めるため、勉強会の開催回数を年2回に増やし、地場産品基準をはじめとする返礼品ルールについて、より詳細な情報提供を行う。
- (6) 正確な業務遂行と情報提供を可能にするため、国・県からの通知だけでなく、研修会等への積極的な参加を通して情報収集に努め、制度内容の熟知を図る。
- (7) 本事案の概要、原因及び今後の対応について、ホームページで公表する。